

(第84号議案)

中野区健康福祉審議会条例新旧対照表

改正案	現行
第1条・第2条 (略) (委員) 第3条 審議会は、委員 <u>38人</u> 以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。 (1)~(5) (略) 2・3 (略) 第4条~第8条 (略) 附則 (略)  附則 <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 <u>(準備行為)</u> 2 改正後の第3条第1項の規定による中野区健康福祉審議会の委員の委嘱に係る <u>手続その他必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。</u>	第1条・第2条 (略) (委員) 第3条 審議会は、委員 <u>32人</u> 以内をもって組織し、 <u>次の各号</u> に掲げる者のうちから区長が委嘱する。 (1)~(5) (略) 2・3 (略) 第4条~第8条 (略) 附則 (略)

(参考資料)

(第84号議案)

中野区健康福祉審議会 部会構成

第10期(案)			
部会	人数	内訳	
		区分	人数
地域福祉・成年後見部会	11名	学識経験者	2名
		団体関係者	7名
		公募区民	2名
スポーツ・健康づくり部会	9名	学識経験者	2名
		団体関係者	5名
		公募区民	2名
介護・高齢部会	9名	学識経験者	2名
		団体関係者	5名
		公募区民	2名
障害部会	9名	学識経験者	2名
		団体関係者	5名
		公募区民	2名
合計	38名	学識経験者	8名
		団体関係者	22名
		公募区民	8名

第9期			
部会	人数	内訳	
		区分	人数
地域福祉部会	12名	学識経験者	3名
		団体関係者	7名
		公募区民	2名
健康・介護・高齢者部会	11名	学識経験者	2名
		団体関係者	7名
		公募区民	2名
障害部会	9名	学識経験者	2名
		団体関係者	5名
		公募区民	2名
合計	32名	学識経験者	7名
		団体関係者	19名
		公募区民	6名